

再生可能エネルギー 発電設備

※太陽光発電施設、系統用蓄電池など

にかかる造成等も
(盛土および切土)

盛土規制法に基づく**許可等**が必要です。
※規制区域によっては「届出」

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始しました。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内では、他の土地利用等規制法に基づく手続きに加えて
盛土規制法に基づく**許可**または**届出**が必要です。

規制対象となる行為

- FIT・FIP制度等にかかる再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする造成行為 など

規制対象規模を超える
場合は手続き必要
(規制対象規模については裏面に記載)

◆「再生可能エネルギー電子申請」等の関係法令手続状況報告書における盛土規制法(工事許可等)の「**該当有無**」については、事前に**規制区域・規制対象行為(規模)**を確認のうえ、下記の資料により当方(盛土規制法所管部局)あて事業計画(造成計画)を説明し、確認(協議)を行ってください。

○位置図(事業区域図)

○現況写真(事業区域全体の現況が分かるもの)

○造成計画平面図(配置図)・断面図

※造成計画(現況GLと設計GL(FL))や雨水排水計画などが不明瞭な事業計画については、該当の有無をお答えできませんのでご了承ください。

《注意すべき事項》

- 既存の排水施設の流下能力、一次放流(接続)先河川・施設管理者等との排水協議によっては、さらなる造成(土地の嵩上げ等)が必要となる場合があります。

(例)

事業区域内の雨水排水について、低地側の既存水路(農業用水路)に排水(接続)する計画をしたが、排水(水路改修含む)にかかる承諾等が得られず、代替案として、高地側の前道路(側溝)へ排水するため土地全体の嵩上げ(擁壁設置等)が必要となり、規制対象規模を超える(該当する)工事となった。

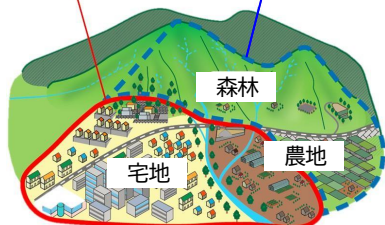
滋賀県の規制区域

滋賀県では、「県内全域※」を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。

【市町別の区域図も県HPで公表中】

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域



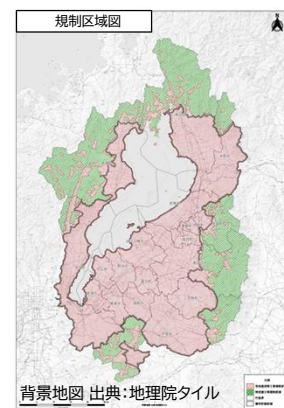
【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※中核市である大津市においては、大津市が区域指定を行っています。



背景地図 出典:地理院タイル
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

【規制対象規模】…許可または届出対象となる盛土等の規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	許可	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)※	
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	許可	①盛土で高さが1m超2m超の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが2m超5m超の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが2m超5m超となるもの(①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超3,000㎡超となるもの(①～④を除く)※	
	届出	⑥最大時に堆積する高さが2m超5m超かつ面積が300㎡超1,500㎡超となるもの	

「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4240



詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。

滋賀県 盛土規制法

検索